様式第１（第６条関係）

（表）

岩倉市教育用情報機器等貸出申請書

年　　月　　日

岩倉市立　　　　　　　　学校長　様

保護者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

岩倉市教育用情報機器等貸出要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

なお、情報機器等の借用に当たっては、裏面の岩倉市教育用情報機器等借用上の遵守事項を守ることを誓約します。

児童生徒氏名	（　　年　　組　　番）
貸出情報機器等	□児童生徒用タブレット端末
	□モバイルＷｉ－Ｆｉルーター ※児童生徒の家庭等にインターネット通信環境が整備されていない場合が対象です。 ※データ通信ＳＩＭは、附帯されていません。
	□その他（　　　　　　　　　　　　　）

※貸出しを申請する情報機器等の□にチェックをしてください。

事務処理欄（ここから下の欄には記入しないでください。）

貸出情報機器等 管理番号	□児童生徒用タブレット端末（　　　　　） □モバイルＷｉ－Ｆｉルーター（　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　）
確認者	
確認日	年　　月　　日
備考	

（裏）

岩倉市教育用情報機器等借用上の遵守事項

１　次の事項を遵守して、情報機器等を使用すること。

(1) 校長の指示に従うとともに、細心の注意を払って情報機器等を管理すること。

(2) 貸出情報機器等は、家庭学習以外の目的で使用しないこと。

(3) 付与されたＩＤ、パスワード等を他者に知られないように厳重に管理すること。

(4) 貸出情報機器等に個人情報等の重要なデータを保存しないこと。

(5) 貸出情報機器等を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は情報機器等を営利目的の活動に使用しないこと。

２　通信料、電気料その他情報機器等の使用に伴う費用は、自己で負担すること。なお、モバイルＷｉ－Ｆｉルーターを借受けた場合は、データ通信ＳＩＭを自己で通信会社等と契約し、それに伴う費用も自己で負担すること。

３　貸出情報機器等を破損し、若しくは紛失し、又は情報機器等に故障等の異常が認められたときは、速やかに校長に申し出ること。

４　貸出情報機器等を破損し、若しくは紛失し、又は情報機器等に故障等の異常が認められたときは、自己の負担において原形に復し、若しくは現品をもって弁償し、又はこれらに要する費用を賠償すること。なお、経年劣化による故障その他自己の責めによらない故障等については除く。

５　貸出情報機器等の使用に伴い、自己の過失又は故意により損害が発生したときは、自己の責任及び負担においてその損害を賠償すること。

６　学校から貸出情報機器等の返却の要請があった場合は、速やかに返却すること。